

● 基本目標 IV. 知識を高める"まちづくり" <教育・文化分野>

***	(A. T. H. H.)
施策の項目	<主要施策>
O1 幼児教育・学校教育の充実	(1) 幼児教育の充実
	- (2) 小中学校教育の充実
	- (3) 各種教育活動の充実
	(4) 教育施設の整備充実
	(5) 教育相談業務の充実
	(6) 特別支援教育の推進
	(8) 国際化・情報化に対応した教育の推進
	── (9) 学校安全の充実
	(10) 高等学校との連携・支援
	(10) 13 3 12 - 32 13 212
O2 社会教育の推進	(1) 生涯学習環境づくり
	- (2) 社会教育推進計画づくり
	(3) 社会教育施設の整備・充実
03 スポーツの振興	(4) (十二本村下三月十份公下,7) 惠拉 往
03 スパーツの振興	(1) 体育施設機能の整備
	- (2) 指導者の養成
	┗━ (3) 生涯スポーツの推進
O4 芸術・文化の振興	
	- (2) 文化団体の育成と支援
	(3) 既存施設の有効活用
	(4) 文化財の保存・活用
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
05 青少年の健全育成	(1) 健全な青少年を育む体制づくり
	(2) 青少年教育の充実
	- (3) 関係機関・団体との連携強化

第4章 知識を高める"まちづくり" 〈教育・文化分野〉

第1節 幼児教育・学校教育の充実

【現状と課題】

今後の社会においては、国際化・情報化など時代の変化に対応できる教育が求められており、地域の歴史や文化・伝統などを次世代に継承すると同時に、時代の新しい課題を受け止め、柔軟・創造的に対処していくことができる心豊かな人材の育成に努める必要があります。

幼児教育については、基礎をしっかりと身に付けさせることが、義務教育における 多様な人間関係を学び、社会性を育む基本となることから、幼児教育への継続的な支援・連携が必要です。

小中学校教育については、一人ひとりの個性を伸ばし個々の能力に応じた教育を推進するとともに、子どもたちに「確かな学力」と「豊かな人間性」や「健康と体力」のいわゆる知・徳・体をバランスよく育んでいくことが必要となっています。

また、障がいを持つ児童生徒の指導内容の充実と社会的自立や参加の促進、小学校からの外国語教育の充実、情報機器の整備更新、食育を中心とした保健教育の充実等が求められています。

教育の基盤となる施設整備では、校舎の老朽化と併せて児童・生徒数が減少している中で、統廃合による適正な将来の学校配置を検討して、効果的な改修整備を推進していくことが重要です。

【基本方針】

これからの学校教育に求められる役割は、豊かな人間性を育み、生涯にわたって学び続ける基礎を形成することであります。このため、児童生徒が自らの将来を切り開いていく資質や能力を養うため、「確かな学力」の定着と「豊かな心」、「健やかな体」の育成を基盤とし、子どもの夢を育む学校教育を推進するとともに、学校、家庭及び地域社会と連携し、開かれた学校づくりに努めます。

また、時代のニーズに応じた教育環境の整備・充実を図ります。

【主要施策】

(1) 幼児教育の充実

保護者を対象にした学習機会の拡充を図り、家庭及び地域社会における教育力の向上に努めます。また、幼稚園の運営に対する支援や就園費の補助により、保護者の負担軽減と幼児教育の奨励を図ります。

(2) 小中学校教育の充実

人口の減少や少子化等の急激な社会変化に伴い、多様化する児童生徒の実態を踏まえながら、情報化・国際化・環境問題など、時代の流れに対応した教育内容の充実を図るとともに、地域教材を活かした郷土学習や体験学習等の推進を図ります。

また、環境問題については、豊かな自然や身近な地域社会の中での多様な体験活動を通して環境を学び、環境のために学ぶことができるよう、環境教育の改善・充実を図ります。

(3) 各種教育活動の充実

クラブ活動等の推進のため、合同部活動の生徒送迎等により活動環境を整える とともに、より良い教育環境の提供に努めます。

また、学校推進協議会を中心とした教職員の研究・研修活動等を奨励・援助し、 町内学校教育の推進を図ります。

(4)教育施設の整備充実

時代の変化に対応した教育活動の充実を図るため、コンピュータ機器等学校設備の更新・整備を進めます。

老朽化した学校等については統合・再編を視野に入れた中で適正な学校配置を 検討するとともに、教職員住宅の計画的な改修整備に努めます。また、地域にお ける活動を支援するため、学校施設の有効活用に努めます。

(5)教育相談業務の充実

学校における児童生徒のいじめや不登校、非行問題行動の背景や要因として、 心に悩みや不安、ストレスを抱えている児童生徒も少なくないため、心のサイン を敏感に受け止め、いじめや不登校等の問題行動の未然防止や早期発見に向けて 定期的にアンケートを実施するとともに、相談体制の充実を図り早期解決に努め ます。

(6)特別支援教育の推進

障がいを持つ児童生徒が、自立と社会参加を目指して、心豊かにたくましく育つことができるよう、関係機関と連携を図り、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行う特別支援教育*の充実を図ります。

(7) 学校保健・学校給食の充実

自ら健康な生活を実践できる能力と態度が身に付けられるよう、保健教育の充実を図っていきます。また、児童生徒が望ましい食習慣や食に関する自己管理能力を身に付けるため、食に関する指導の充実を図るとともに、地場産品の活用を含めて、おいしく安全で、魅力ある学校給食の提供に努めます。

(8) 国際化・情報化に対応した教育の推進

国際化や情報化など、社会の急速な変化に柔軟に対応していくことのできる人材の育成に向け、外国青年招致事業*による語学教育やインターネット等を活用した情報教育を推進し、常に新しい時代の要請に応えられる教育の実践を目指します。

(9) 学校安全の充実

登下校時や授業中、放課後等における児童生徒の安全確保を図るため、地域の 関係団体との連携を深め、児童・生徒を守る取り組みを推進するとともに、「子 ども110番の家」等の緊急避難場所の整備と連携強化に努めます。

また、地震・津波災害時に対応した防災教育の充実を図ります。

(10) 高等学校との連携・支援

地域や中学校、高等学校間の連携を深めるとともに、各種支援策の充実により 興部高校への入学者を確保し、高校の存続を目指します。

第2節 社会教育の推進

【現状と課題】

町民の余暇時間の増大や「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」を求める価値観の変化に伴い、自ら学び自ら考える力を養うことができる生涯学習社会(いつでも、どこでも、自由に学び、学習した成果を生かすことができる社会)の実現が求められています。

本町では、第7次社会教育中期計画に基づき公民館や図書館などの社会教育施設を拠点として、生涯学習に関する各種事業を行っているほか、情報の提供、指導者の育成・活用などの取り組みを進めています。

今後も、学校・家庭・地域・各種団体がそれぞれの役割を踏まえ、相互に連携して、 町民の自主的な学習活動を長期的視野に立って、学び続けることができる環境づくり を継続して取り組むことが重要です。

【基本方針】

まちづくりの観点に立った社会教育活動を推進するとともに、子どもから高齢者まですべての住民が、「いつでも、どこでも、自由に学び、学習した成果を生かすことができる社会」の実現に努めます。

【主要施策】

(1) 生涯学習環境づくり

行政や学校、家庭・地域・各種団体がそれぞれの役割を踏まえ、相互に連携して、町民の自主的な学習活動を支援する環境づくりを推進します。

また、生涯学習に関する情報の提供や学習機会の充実に努めます。

(2) 社会教育推進計画づくり

町民の多様化する学習要求を的確に把握し、潜在的な学習意欲を引き出すことができるよう、第7次社会教育中期計画(平成22年度から平成26年度)を柱に、事業の展開を図り、第8次社会教育中期計画(平成27年度から平成31年度)を策定します。

(3) 社会教育施設の整備・充実

生涯学習の拠点となる公民館や図書館等の社会教育施設の機能充実を図るとともに、老朽化した施設については修繕計画を策定し改修を進めます。

第3節 スポーツの振興

【現状と課題】

スポーツ活動は、人々の健康増進や体力維持の基盤となるばかりではなく、日常生活におけるゆとりや楽しみなど豊かな生活をもたらしています。さらに、活動を通した住民相互のふれあい、交流の機会など社会的意義を持っています。

本町では、各体育関係団体、サークルをはじめとして、住民が主体的にスポーツ・ レクリエーション活動に取り組んでいます。今後も、住民の体力や年齢に応じて気軽 にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、スポーツ教室等の参 加機会の拡充や指導者の養成が必要となっています。

体育施設については、屋内・屋外施設が整備されていますが、老朽化による改修や 効率的な管理運営体制の整備が求められています。

【基本方針】

町民が体力や年齢に応じて気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会の充実に努めるとともに、各体育関係団体等への支援・連携により積極的な活動の展開を図ります。

また、子どもを対象にした事業の充実と少年団活動に対する支援・協力に努めます。

【主要施策】

(1) 体育施設機能の整備

日常生活におけるスポーツ活動を促進するため、既存施設の機能充実や学校施設の積極的な開放利用を図ります。また、老朽化した施設については、修繕計画を策定し改修を進めます。

(2) 指導者の養成

町民の自主的な活動を促進するためには、指導者の存在は欠かせません。この ため関係団体との連携による人材バンク制度*の充実や指導者の発掘・養成・活用 を積極的に進めます。

(3) 生涯スポーツの推進

各種スポーツ団体やサークルに対する育成支援と少年団活動への支援による活動の活発化を促進します。また、スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡充と活動環境の整備に努めます。

第4節 芸術・文化の振興

【現状と課題】

生活の中の余暇時間の有効利用とゆとりやうるおいを求め、芸術・文化活動に対する人々の関心は高くなっています。

本町では、公民館や総合センター等の文化施設を拠点にして、各種文化団体がそれ ぞれ個性豊かな芸術・文化活動を展開していますが、他の団体やサークル、実践家と 積極的に交流する機会をつくり、今後さらに活動の場を広げるとともに、地域の特性 を生かした文化の創造が求められます。また、芸術劇場など今後も優れた芸術・文化 に親しむ機会の拡充が求められています。

町内の芸術・文化活動を支える文化連盟加盟団体では会員の高齢化が進んでいます。 芸術・文化を継承するには若い世代の担い手を育成・発掘していくことが重要である ため、情報提供や参加機会の拡充を図ることが必要です。

文化財については、長い歴史の中で生まれ、守り継がれてきた地域の貴重な財産として次代に継承していくことが重要です。

【基本方針】

町民自らが芸術・文化活動に親しみ、実践できる機会の拡充を図り、心豊かな郷土文化づくりを促進します。

また、優れた芸術・文化に触れることができる鑑賞機会の提供に努め、町民の芸術・文化への理解と文化団体の育成を促進します。

郷土資料や文化遺産の保存に努め、先人の足跡を後世に残します。

【主要施策】

(1)優れた芸術・文化の鑑賞機会の拡充

町民による芸術・文化活動の発表機会や芸術・文化の鑑賞機会の拡充に努めます。

(2) 文化団体の育成と支援

町民の文化活動への参加を促すため、学習機会の提供や情報提供に努めます。 また、文化活動に取り組む団体等の育成を図るとともに、活動に対する支援に努めます。

(3) 既存施設の有効活用

町民の創作活動の場として、既存施設の有効活用を図ります。また、図書館を 生涯学習の拠点として、利用しやすい環境づくりと学習機会や情報の提供に努め ます。

(4) 文化財の保存・活用

道指定の文化財や町指定の歴史的文化遺産の保存、活用を図るとともに、町にゆかりのある文化財の調査・発掘を進め、郷土資料館の充実に努めます。また、町の歩みを示す旧施設跡などの調査や表示・保存に努めます。





第5節 青少年の健全育成

【現状と課題】

青少年を取り巻く環境が変化する中、忍耐力の低下やモラル意識の稀薄化などが指摘され、非行やいじめ、ひきこもりなどが社会問題となっています。青少年が思いやりや忍耐力、コミュニケーション能力など、社会生活を営む上で必要な能力を身に付けられるよう、家庭や地域で取り組んでいく必要があります。

町内では、子ども会やスポーツ少年団などが主体的に活動し、青少年の健全育成に大きく貢献しています。今後も、地域社会・学校・家庭・行政がそれぞれの役割を果たしながら連携し、一体となった取り組みの実践により、子どもを育んでいくことが求められます。

【基本方針】

青少年が心豊かで健全に成長できるよう、地域社会・学校・家庭・行政が連携し研修や学習・体験活動機会の確保に努めます。また、次代を担う青少年の活動を支援し、活動の充実に努めます。

【主要施策】

(1) 健全な青少年を育む体制づくり

地域ぐるみで青少年を育てるため、地域の教育力の向上を目指して、青少年健全育成団体と連携した体制づくりの推進に努めます。

また、各種団体における青年組織の交流促進を図りながら、地域における活発な取り組みを推進します。

(2) 青少年教育の充実

基本的な生活習慣や思いやり、忍耐力・コミュニケーション能力など社会生活に必要な能力が身に付けられるよう、学習・体験機会の提供などに努めます。

(3) 関係機関・団体との連携強化

学校教育・子ども会・PTA・スポーツ少年団・児童委員との相互連携を図り、 健全な青少年育成の体制づくりに努めます。